# 工事における社会保険等未加入対策

目的

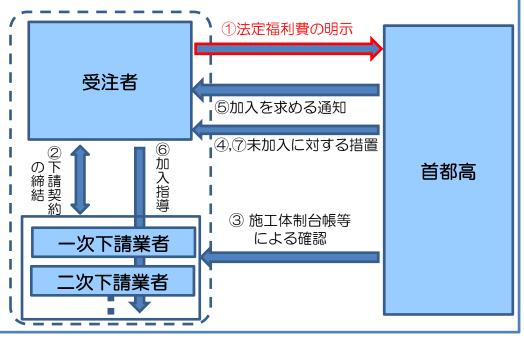
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費(社会保険等)を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

対策

- 工事における元請業者及び下請業者につき、社会保険等※1加入業者に限定
  - ・競争参加資格の有資格業者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定
  - 未加入業者との下請契約を原則禁止(契約書に記載)
- 法定福利費を明示した『請負代金内訳書』の提出(契約書に記載)(平成29年12月1日以降に入札公告等を行う案件から適用)

#### スキーム

- ①契約締結後、法定福利費を明示した請負代金 / 内訳書の提出<sup>\*2</sup>
- ②未加入の下請業者との契約を原則禁止
- ③施工体制台帳等で下請業者の<u>社会保険等加入</u> <u>状況を確認</u>
- ④一次下請業者が未加入の場合、受注者に対し、 措置を実施
  - (競争参加停止、工事成績評定点の減点)
- ⑤二次以下の下請業者が未加入の場合、 猶予期間※3内に加入を求める通知
- ⑥受注者から加入指導を実施
- ⑦加入がない場合、④と同様の措置を実施
- ※1:健康保険、厚生年金保険、雇用保険
- ※2:契約締結後、14日以内に受注者が発注者へ提出
- ※3:原則30日であるが、加入指導の事実が確認された場合、延長可



### 請負代金内訳書の様式について

#### 当社ホームページ

「法人向け情報/共通仕様書等/ 工事関係様式集/1.一般」に掲載



様式第11-1 年 月 日

首都高速道路株式会社

〇〇〇〇局長 住 所

○○ ○○ 殿 商号又は名称

代表者氏名 印

請負代金内訳書

 工 事 名:

 契約年月日:

 工 期:

工種	単位	数量	単価	金額	備考
(略)					

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び 雇用保険の法定の事業主負担額 円)

#### 工事請負契約書

## (請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。